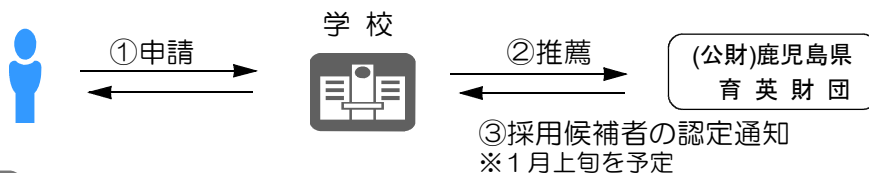


種別	明治維新150周年記念特別枠	地方創生枠	一般枠
特徴	大学・短期大学・専修学校(専門課程)への入学を確認した時点で返還免除(実質給付)	原則、返還義務あり ただし、大学等卒業後、3年間継続して鹿児島県内に居住・就業する等、一定の要件を満たした場合、返還免除の制度あり	返還義務あり
募集定員	100人程度	大学・短期大学進学予定者 270人程度 専修学校(専門課程)進学予定者 30人程度	大学・短期大学進学予定者 400人程度 専修学校(専門課程)進学予定者 100人程度
応募要件	令和2年4月大学等へ進学予定の者で、次の(1)、(2)のいずれかに該当する者 (1) 鹿児島県内の高等学校等に在学する者又は平成30年3月以降に卒業した者 (2) 鹿児島県外の高等学校等に在学する者又は平成30年3月以降に卒業した者(県内に生活の本拠を有する者の子等で、県内の中学校等を卒業した者に限る。)		
学力要件	高等学校等における評定平均値が、5段階評価で概ね4.5以上の者で、特に学業成績優秀と学校長が認めたる者	高等学校等における評定平均値が、5段階評価で概ね4.5以上の者	高等学校等における評定平均値が、5段階評価で3.5以上の者
収入要件	募集要項に定める基準内		

注1) 高等学校等とは、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部及び専修学校(高等課程)をいう。
注2) 中学校等とは、中学校、義務教育学校、特別支援学校の中等部をいう。
注3) 評定平均値は、高等学校等における全履修教科・科目の平均値

応募方法

在学する、又は卒業した学校(高等学校等)に申し込んでください。
(申請書類は、学校から受け取ってください。)



応募期限

各学校が指定する日

貸与額

大学等入学時に必要な入学金及び授業料相当額
※ 進学先や世帯の所得の状況により異なります。(一括振込。詳細は募集要項参照)

貸与時期

大学等の在学証明書等の必要書類が当財団に届いた日以降、設定された送金日に、随時、送金します。(令和2年7月から8月末までの間)

留意事項

- ◆ 国の「高等教育無償化」の制度(以下、「国制度」という。)の対象となる者は、大学等が入学金及び授業料を減免した額を減額して貸与します。
- ◆ 地方創生枠の応募者が、別に募集する「大学等返還支援候補者」に認定された場合、この地方創生枠では採用されません。
- ◆ 奨学金は、原則、貸与制です。返還免除要件に該当しない場合、必ず奨学金を返還する必要があります。
- ◆ 貸与を受ける方に、後日、借用証書の提出を依頼します。借用証書の提出に当たっては、保護者の外にもう一人、連帯保証人が必要です。
- ◆ 返還開始時期は、大学等に入学後、6か月経過後(7か月目)からですが、大学等に在学中や、さらに上級学校へ進学するなどの理由で、返還が困難な場合は、申請により返還期限の猶予を受けられる制度があります。

- ※1 採用候補となった後、以下に該当した場合は、採用候補を取り消しますので注意してください。
- ・ 令和2年4月に大学等へ入学しなかった場合
 - ・ 採用候補となった奨学金の対象校種以外に入学した場合(例:「大学・短期大学」の採用候補者が「専修学校(2年以上の専門課程)」へ入学した場合等)
 - ・ 国制度の対象となる大学等(通信教育学部除く。)以外の大学等に入学した場合
- ※2 奨学金の貸与を希望する方は、学校の担任の先生や、奨学金担当の先生に申し出てください。

公益財団法人鹿児島県育英財団

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号(県庁17階)

TEL 099-286-5244 FAX 099-286-5229

ホームページ <http://www.kagoshima-ikuei.jp>